

平成31年 No.37

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

改正理由

附属学校運営参事の増員に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

附属学校運営参事の増員に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年 4 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第30号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営参事の増員に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (附属学校運営参事) 第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）を置き、本学の専任教授又は附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。 2～6 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (附属学校運営参事) 第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）<u>2名</u>を置き、本学の専任教授又は附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。 2～6 〔省略〕 〔省略〕